

第8回小金井市市民協働のあり方等検討委員会次第

- 1 日 時 平成23年7月20日（水）午前10時～正午
- 2 場 所 市民会館萌え木ホールA会議室
- 3 議 題
 - (1) 協働事業における契約のあり方等検討小委員会委員の選出
 - (2) (仮称) 小金井市市民協働支援センターのあり方等について
 - (3) その他
- 4 提出資料
 - (1) 小金井市市民協働のあり方等検討委員会設置要綱（8の1）
 - (2) 第8回検討委員会検討資料（8の2）
 - (3) 小金井市市民参加条例（抜粋）（8の3）
 - (4) 小金井しあわせプラン（第4次小金井市基本構想・前期基本計画 平成23年度～平成27年度）（抜粋）（8の4）
 - (5) (仮称) 小金井市市民協働支援センターの機能等について（8の5）
 - (6) 近隣7市等における市民活動・協働センター等の設置状況（8の6）
 - (7) 各市の市民活動・協働センター等の状況（8の7）
 - ア 市民活動センターたちかわ
 - イ 八王子市市民活動支援センター
 - ウ 三鷹市市民協働センター
 - エ こくぶんじ市民活動センター
 - オ 調布市市民プラザあくろす 市民活動支援センター
 - (8) 小金井市新庁舎建設基本計画市民検討委員会関連資料（8の8）
 - (9) 八王子市市民活動支援センター関連資料（8の9）

小金井市市民協働のあり方等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 小金井市における市民協働及び（仮称）小金井市市民協働支援センターのあり方等について調査及び検討するため、小金井市市民協働のあり方等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問を受け、小金井市における市民協働及び（仮称）小金井市市民協働支援センターのあり方等について調査及び検討し、市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民 3人以内
 - (2) 学識経験者 1人以内
 - (3) 特定非営利活動法人関係者 2人以内
 - (4) 特定非営利活動法人以外の市民活動団体関係者 1人以内
 - (5) 商工団体関係者 1人以内
 - (6) 町会・自治会関係者 1人以内
 - (7) 社会福祉法人小金井市社会福祉協議会関係者 1人以内
- 2 委員の任期は、委嘱の日から答申の終了までの日とする。
- 3 市長は、委員に欠員が生じたときは、補欠委員を委嘱することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、委員の選考に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(小委員会)

第7条 委員会に、市民協働に関する小金井市関係課実態調査小委員会（以下「実態調査小委員会」という。）及び協働事業における契約のあり方等検討小委員会（以下「契約のあり方等小委員会」という。）を置く。

2 実態調査小委員会は、委員5人以内で組織し、市民協働に関して小金井市関係課に対し意識調査を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

3 契約のあり方等小委員会は、委員5人以内で組織し、協働事業における契約のあり方等を検討し、その結果を委員会に報告するものとする。

(意見聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 委員会の会議は、公開とする。ただし、公開することが会議の運営に支障があると認められるときは、委員長が会議に諮って非公開とすることができる。

(謝礼)

第10条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、市民部コミュニティ文化課に置く。

(事務の委託)

第12条 市長は、事務局の事務の一部を公共的団体に委託することができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年7月20日から施行する。

第8回検討委員会検討資料

- 1 (仮称) 小金井市市民協働支援センターのあり方等について
 - (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) 場所
 - (4) 機能 (特にソフト機能)
 - (5) 施設・設備
 - (6) 事業
 - (7) 運営方法
 - (8) 運営体制
 - (9) ボランティアセンターとの関係